

書2」という。)を提出した。同見積書には見積額として55,280円と記載されていた。

- (4) 処分庁は、給付決定処分を同月19日付けで行い、審査請求人に通知した(島健福第4-90号。以下「本件処分2」という。)。本件処分2の通知書(以下「通知書2」という。))には、公費負担額が48,600円と記載されていた。また、処分庁は同日付けで、審査請求人に宛てて、島本町障害者等日常生活用具給付券(以下「給付券2」という。))を交付した。給付券2には、受給者が業者に提示する期限として、同年11月18日と記載されていた。
- (5) 審査請求人は、同月6日付けで本件処分1及び本件処分2について、島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例(平成18年島本町条例第33号。以下「条例」という。))により実施されている日常生活用具の給付等事業(以下「本件事業」という。))における本件用具に係る公費負担額の決定が、制度外の手法で算出・決定されており、無効である等と主張し、審査請求をした。

2 関係法令等の定め

- (1) 本件事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))第2条第1項第1号に規定する市町村が行う地域生活支援事業のうちの必須事業の一つとされている。
- (2) 本件事業に要する費用については、市町村が支弁し、その100分の25以内を都道府県が、100分の50以内を国が、それぞれ予算の範囲内で補助することができ(法第92条、第94条第2項及び第95条第2項)、利用者負担については実施主体の判断によるものとされている。
- (3) 条例では、本事業の利用者に利用者負担を求め(条例第3条)、利用者負担率は利用額の10%、利用者負担上限額(月額)は前年度分市町村民税課税世帯については24,000円とし(条例別表)、条例の施行に関する必要な事項は規則に委任している(同第5条)。
- (4) 島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則(平成18年島本町規則第24号。以下「規則」という。))では、本件事業に係る「利用額」を「町長が別に定める額」とし(規則第2条)、規則に定めるもののほか必要な事項は「町長が別に定める」としている(規則第5条)。
- (5) 町長が定める島本町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成22年4月1日。以下「要綱」という。))では、「給付事業に係る費用の助成の額は、別表に定める用具の種目ごとに定められた基準額(その額が現に当該用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該用具の購入に要した費用の額とする。))を限度として、用具の購入に要した費用から条例第3条に定める利用者負担率を掛けた額を控除した額」とし(要綱第4条第1項)、本件用具に係る基準額を月額9,000

円としている（要綱別表）。

- (6) 利用者が日常生活用具の給付事業者に支払うべき用具の購入に要した費用について、費用の助成として当該利用者に助成すべき額を当該利用者に代わり当該給付事業者を支払うとし（要綱第4条第2項）、当該支払いをもって利用者に対し給付事業に係る費用の助成があったものとみなすとしている（同条第3項）。

審理手続の経過

令和5年11月20日、審理員が指名された。

同年12月19日、処分庁から弁明書が提出された。

令和6年1月11日、審査請求人から反論書が提出された。

同年2月2日、処分庁から反論書に対する再弁明書が提出された。

同月22日、審査請求人から再弁明書に対する再反論書が提出された。

同年3月18日、審査請求人から口頭意見陳述申立書が提出された。

同年4月11日、審理員は口頭意見陳述を実施し、審査請求人及び処分庁が出席した。

同月16日、審理員は審理手続を終結した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める趣旨であると解され、その理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分1及び本件処分2による給付決定処分は、条例及び規則並びに要綱の規定に基づかない手続で行われた違法かつ不当な処分であり、審査請求人の権利を侵害している。
- (2) 本件用具に要する見積額を基に公費負担額を算出することは、条例第3条及び規則第2条並びに要綱第4条第1項の規定に違反していることから給付決定処分は無効であり、かつ、給付決定処分により発行された島本町障害者等日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）は無効である。
- (3) 条例別表に規定する利用額とは規則第2条において「町長が別に定める額」として規定されており、「町長が別に定める額」とは要綱別表に規定する基準額であるにもかかわらず、町長の算出した額でない見積額を採用するのは、制度外の手続きであり、違法である。
- (4) 本件用具の購入額が、通知書1及び通知書2に記載されている公費負担額の範囲内の額であっても、購入時に購入額の利用者負担率10%を掛けた額の利用者

負担を請求することは、制度外の運用であり、給付決定処分時の利用者負担に加え、二重に利用者負担を課すものであり、審査請求人の権利を侵害している。

- (5) 本件処分2による再度の給付決定処分については、制度外の手続であり、違法である。
- (6) 給付券の有効期限について、給付決定処分に係る利用期間が6か月間であるにもかかわらず、合理的な理由なく、給付券の交付の日から30日以内と指定することは、制度外の運用であり、審査請求人の権利を侵害している。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するべきであるとし、その理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 給付決定処分に係る具体的な手続や必要書類等については、要綱第7条及び第8条に規定しており、見積額により公費負担額を算出し、給付決定処分を行うことは適法である。
- (2) 見積額により公費負担額を算出し、本件用具の購入前に給付決定処分を行い、給付券を交付することで、利用者は本件用具の購入時に利用者負担額のみを給付事業者に支払い、日常生活用具の現物支給を受けることができる手法を採用している。これは、購入時に利用者が本件用具の全額を支払った上で、申請による給付決定処分後に支弁を受ける償還払い方式と比較して、利用者の経済的負担及び事務的負担の軽減に資する手法であり、他自治体においても同様の手法で処理されている。
- (3) 助成額の算出に当たっては、要綱第4条に定めており、令和5年9月1日付けの申請書及び添付されていた見積書1により公費負担額を45,002円と算出したものであり、この決定に誤りはない。
- (4) 審査請求人が二重に利用者負担を課すものと解釈する運用については、条例第3条による利用者負担を求めているにすぎず、審査請求人が主張する違法行為や不当である事実には当たらない。
- (5) 本件処分2については、本件処分1の給付決定処分後に審査請求人から給付券1の返却及び見積書2の提出を受け、要綱第4条の規定により公費負担額を算出したものであり、適法に処理したものである。
- (6) 給付券の有効期限の設定については、本来、給付券については給付事業者に直接送付しているが、審査請求人の強い要望により特別に給付事業者でなく、審査請求人に送付する措置を採っているものであるため、手続漏れを防ぐ必要があることから、30日の有効期限を設けているものであり、合理的な理由に基づく措置である。

1 判断

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）に不服がある者は、審査請求をすることができる」旨を規定している。そして、ここにいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されている（最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決）。
- (2) 本件審査請求についてみると、本件処分1が行われた後、本件処分2が行われており、同処分における公費負担額48,600円とされている。
本件用具に係る公費負担額の上限は、要綱別表に規定する基準額（9,000円（月額））に利用期間である6月を掛けた額から当該額に利用者負担率（10%）を掛けた額を控除した額であり、その額は48,600円となる。そのため、本件処分2による公費負担額と本件用具に係る公費負担額の上限は同額であるため、審査請求人が本件審査請求により取消し又は変更を求めることについて、法律上の利益は既に失われている。
- (3) したがって、本件審査請求については、行審法第2条に基づく審査請求の要件を欠き、不適法な審査請求である。

2 審理員意見書と異なる内容となった理由

審理員意見書においては、本件審査請求については適法な審査請求であることを前提として審理手続を終結し、その上で行審法第45条第2項において本件審査請求を棄却すべきものと結論付けていたが、審査請求人は行審法第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」には当たらないため、その余のことについての判断は要せず、主文のとおり却下することが適当であると判断した。

結 論

以上のとおり、審査請求人は行政庁の処分に不服がある者には当たらず、本件審査請求は不適法なものであって、補正することができないことが明らかであることから、行審法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

審理員意見書の添付

本件審査請求は、行審法第43条第1項第6号の規定により、島本町行政不服審査

会への諮問を要しないものであることから、同法第50条第2項の規定により、本裁
決書に審理員意見書を添付します。

令和 6 年 6 月 1 9 日

審査庁 島本町長 山 田 紘 平